

空家等対策事業への取組みについて

本市においては、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行（平成27年5月26日全部施行）以降、次の取組みを行ってきました。

1. 所管課を住宅政策課に

平成29年度からの事業実施に向け、平成29年度における全庁的な機構改革に合わせて、空家対策の所管課を住宅政策課としました。

2. 庁内連絡会議の設置

関係課による連絡調整を図るため、平成27年8月11日庁内空き家対策連絡会議設置要領を定め、庁内連絡会議を開催しました。

(組織) 企画調整部長	まちづくり推進部長	建設部長
市長公室広報広聴課	企画調整部企画課	企画調整部政策推進課
企画調整部情報政策課	総務部総務管財課	総務部財政課
総務部固定資産税課	市民環境部自治振興課	市民環境部環境課
危機管理部危機管理課	福祉部福祉政策課	福祉部障害者支援課
福祉部生活福祉課	魅力創造部産業政策課	魅力創造部農林水産課
魅力創造部観光課	まちづくり推進部都市計画課	まちづくり推進部建設指導課
まちづくり推進部住宅政策課	建設部建設管理課	建設部高架事業・道路整備課
建設部水とみどり課	消防本部予防課	上下水道局料金課

3. 平成28年度の取組み

実態調査

空家等の対策を進めるうえで市内の空家等の実態を把握する必要があるため、市内全域の実態調査を行いました。

4. 平成29年度の取組み

① 相談窓口を一本化

空家等の対策事業は、建築、防犯、防火、環境及び衛生など多岐にわたり、関係課が多いため、相談窓口を一本化し、市民サービスの向上を図ります。

② 空家等対策協議会の設置

空家等対策の推進にあたり、各方面からの意見集約の場として、空家等対策協議会を設置します。（平成28年4月1日 岸和田市空家等対策協議会規則施行）

③ 空家等対策計画の策定

岸和田市空家等対策協議会において空家等対策計画を策定します。